

令和6年度 旭川公共職業安定所期間業務職員募集要項⑥

1 募集職種

事業所専門相談員(事業主支援アドバイザー)

2 募集人員

1名

3 学歴、年齢

不問

4 募集期間

令和6年2月26日(月)から令和6年3月4日(月)まで

※応募者多数の場合は早期に募集を締め切る場合があります。

5 就業場所

ハローワーク旭川 (旭川市春光町10番地の58)

6 就業場所における就業時間

8:30～17:15の間の6時間30分

7 勤務日数及び賃金

勤務日数 年間240日(月平均20日)

日額 13,007円～13,234円(日額は左記の範囲内で学歴・職務経歴を勘案して規定により決定します)

8 従事する業務及び必要な経験、免許・資格

(1) 事業主支援アドバイザー(雇用開発助成金担当)(1名)

【業務内容】

事業所訪問業務

- ・事業活動の縮小を行う事業主等を直接訪問し、当該事業主のニーズに応じた助成金の活用についてアドバイス等を行う。
- ・助成金の支給を受けようとする事業主等を直接訪問し、適正な支給申請に向けた支援を行う。
- ・助成金の支給申請を行った事業主や助成金の支給を受けたことのある事業主等を直接訪問し、必要に応じて、不正受給・不適正支給の防止のための調査を行う。

助成金支給申請支援業務等

- ・ハローワーク旭川の助成金申請窓口において、助成金の活用に係る事業主の相談に応ずるとともに、支給申請の受付や確認、支給事務等の支援を行う。

【必要な経験、免許・資格】

- ・企業等において各種助成金の申請など助成金に関する知識・経験を有する者
- ・年間を通じて自動車の運転が可能な者

9 その他

(1) 昇給等について

① 昇給

任期満了後翌年度に再び同一官職に採用された場合、4月1日付で昇給を行う場合があります。ただし、給与が上限となっている場合は、昇給はありません。

② 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当(賞与)は、6月1日あるいは12月1日に在籍し、基準日において任用期間が6か月を超える者あるいは6か月を超えることが予定されている方に、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給します。

(2) 応募資格について

国家公務員法第38条の規定により、次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③ 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、国家公務員法第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者